

## 令和6年能登半島地震により被災されたお客様へ

この度の「令和6年能登半島地震」により被災された皆さまには、心からお見舞いを申し上げます。

被災されたお客さまについては、下記の対応とさせていただきますので、お取引のある店舗へご相談ください。

### 記

#### ご預金について

- ・預金通帳・届出印鑑・キャッシュカードなどを被災により紛失（破損）された場合には、運転免許証等ご本人であることを確認できるものをご準備のうえ、窓口へお問合せください。（2ページ目参照願います）

#### ご融資について

- ・個人向け 災害復旧ローンをご利用いただけます。（3ページ目参照願います）
- ・法人、個人事業主向け 令和6年1月4日より各店に相談窓口を設置しました。  
今回の震災により復旧にかかる資金、間接的に必要な資金（飲食業、宿泊業等のキャンセル、売上減少に伴う運転資金）や既存融資の条件変更など、柔軟に対応をさせていただきます。  
（2ページ目参照願います）  
※なお上記のご融資取扱いに際し、り災証明は不要です。

#### 各種手数料について

下記の手数料について、全額免除いたします。（4ページ目参照願います）

免除期間：令和6年1月4日（木）～令和6年3月29日（金）

- ・融資関係手数料（条件変更、担保設定・変更など）
- ・通帳、証書、キャッシュカード、ローンカード、入金帳などの再発行
- ・破損した紙幣、通貨の両替手数料

#### 義援金の振込手数料について

- ・義援金受付金融機関への振込手数料を無料といたします。（5ページ目参照願います）

令和6年1月9日  
にいかわ信用金庫

令和 6 年 1 月 4 日

各 位

**にいかわ信用金庫**

## 令和 6 年能登半島地震による「震災特別相談窓口」の開設 および預金払い出し等の対応について

このたびの令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆さまには心からお見舞い申し上げます。

にいかわ信用金庫（理事長 本多敏明）は、今般の地震の影響による被害と、これに伴う資金繰り等に関するご相談、ご要望にお応えするため、下記の通り「震災特別相談窓口」を開設いたしました。また、預金通帳等の紛失に対しましても、ご相談に応じるとともに、便宜のお取り扱いをさせていただきます。

### 記

#### 1. 相談窓口の設置

- 期 間 令和 6 年 1 月 4 日（木）から当面の間
- 開設店舗 全営業店（但し、生地支店及び魚津駅前支店は除きます）
- 開設時間 9 時～15 時
- 対象となるお客さま 中小企業および個人事業主のお客さまならびに  
一般個人のお客さま

（※当金庫との取引の有無は問いません）

#### 2. 預金等の便宜払いのご相談

- 期 間 令和 6 年 1 月 4 日（木）から当面の間
- 対応店舗 全営業店
- 対象となるお客さま 災害救助法が適用された住所のお客さま
- 相談内容
  - ・預金通帳、証書、印章等を紛失された場合のお支払い
  - ・定期預金等の期日前払戻のご相談
  - ・損傷紙幣等のお引換え
  - ・国債を紛失された場合のご相談
  - ・今回の災害により支払期日を経過した手形（電子記録債権を含む）に関するご相談
  - ・災害に伴う応急資金等のご相談
  - ・その他

以上

令和6年1月9日

各位

## にいかわ信用金庫

令和6年能登半島地震被災者向け「災害復旧ローン」の取扱い開始について

このたびの「令和6年能登半島地震」により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

にいかわ信用金庫（理事長 本多 敏明）は、今般の地震により被害を受けられたお客さまに、生活再建への幅広い資金ニーズにお応えする「災害復旧ローン」の取扱いを開始いたしました。

お申込みは最寄りの営業店で受付しております。

### 記

#### 災害復旧ローンの概要

商品名	災害復旧ローン（一社）しんきん保証基金保証付き
取扱期間	令和6年1月9日（火）～令和6年6月28日（金）
ご利用いただける方	令和6年能登半島地震により被害を受けた個人の方 （り災証明は不要です）
お使いみち	被災からの生活再建にかかる次の資金 ① 住宅の補修・修繕費用 ② 自動車の修理・買換費用 ③ 家具、家電品等の修理・買換費用 ④ 申込人が当金庫から借入れたしんきん保証基金の保証付個人ローンの借換資金（借換手数料含む） ※①②③のいずれかと合わせた申込に限ります。
ご融資金額	500万円以内
ご融資利率	年1.00%（固定金利・保証料含む）
ご融資期間	3カ月以上10年以内 毎月元金均等返済・元利金均等返済（元金返済据置期間は6カ月以内）
お持ちいただくもの	本人確認書類、資金使途確認書類、年収確認資料など
お支払い方法	原則、お支払先へお振込みさせていただきます。
その他	（一社）しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。

以上

令和6年1月4日

各位

**にいかお信用金庫**

**令和6年能登半島地震で被災されたお客さまを対象とする  
手数料一部免除について**

この度の「令和6年能登半島地震」により被害を受けられた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

にいかお信用金庫（理事長 本多敏明）は被災されたお客さまを対象に手数料を一部免除いたしますのでご案内します。

1. 対象とする手数料

【下記の手数料について期間中、全額免除いたします】

記

(1) 融資関連手数料

項目		手数料金額		
住宅ローン	取扱手数料	1件につき	33,000円	
	※全国保証㈱の保証付融資については別途手数料55,000円が必要			
	繰上償還手数料	500万円未満	1件につき	22,000円
		1,000万円未満	1件につき	33,000円
1,000万円以上		1件につき	44,000円	
	条件変更手数料	1件につき	11,000円	
証書貸付 (消費者ローン)	繰上償還手数料	1件につき	5,500円	
	条件変更手数料	1件につき	5,500円	
証書貸付 (事業性融資)	繰上償還手数料	1件につき	11,000円	
	条件変更手数料	1件につき	11,000円	
不動産担保 (住宅ローンを除く)	新規設定（登記留保含む※）	1件につき	33,000円	
	変更（極度額変更、追加設定、順位変更、譲渡、譲受、全部抹消、債務者変更など）	1件につき	16,500円	
フラット35の取扱い		融資金額	× 1.10%	

(2) 再発行

区分	単位	手数料金額
各種カード	1枚	1,100円
通帳	1冊	1,100円

(3) 両替手数料 ※窓口扱い/汚損した現金の交換のみ

両替枚数		手数料金額
1枚以上	50枚以下	無料
51枚以上	100枚以下	110円
101枚以上	300枚以下	330円
301枚以上	1,000枚以下	660円
1,001枚以上	2,000枚以下	990円
2,001枚以上	1,000枚毎	330円加算

2. 対象となる方

令和6年能登半島地震により被害に受けられたお客さま

3. 実施期間

令和6年1月4日(木)～令和6年3月29日(金)

4. 被災されていない方への対応

令和6年能登半島地震の義援金受付金融機関への振込手数料を無料といたします。

以上